

議案第 99 号

岩倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

岩倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岩倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年岩倉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「主任介護支援専門員」を「主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」を「主任介護支援専門員」に、「第4条第1項」を「同条第1項」に改め、附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第4条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第4条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第4条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。